

環境省 大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部長
伊藤 哲夫 様

要望書

初夏の候、貴台におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から当連合会の事業運営にご教示を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の東日本大震災からは大量の災害廃棄物が発生しておりますが、復旧・復興のためには早急な処分が求められています。

このため、私共連合会におきましては、ワーキンググループを設置し、木くずの有効活用等について議論に議論を重ね別添「災害木くず運用の概要」を作成したところであります。

貴省作成の平成23年5月16日「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」におきましても木くずの取り扱いについては、需給バランス及び降雨による塩分の除去に留意し、期限を区切らない適切な期間で再生利用を推進するものとしております。

ご指摘のとおり、本大震災で発生した木くずは再生利用市場及び品質の経時的変化を見据えながら適切に有効利用することが大切と同感しております。

「災害木くず運用の概要」におきましては、本目的を達成するために広範囲に幾つかの母材一時保管場所を設け、適切に有効利用することが大切と提言させて頂いております。

つきましては、母材一時保管場所が廃棄物処理法の対象とした場合、時間的かつ効果的な運用が出来ますよう、何分の御尽力をお願いいたしますものであります。

また、これら災害木くずを母材のまま又はチップ化し、船舶や車輛により遠方まで運搬しマテリアルやサーマルの資源として有効利用するに際しても、廃棄物処理法の取り扱いにご尽力を頂けますよう重ねてお願い申し上げます。

平成23年6月22日
特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会
理事長 鈴木 隆